

# 「電気取扱い業務（低電圧）に係る特別教育」のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第4号)の規定により、高圧、低圧を問わず、充電電路の敷設や点検・修理・操作等の業務は、危険な作業であるため、これらの作業に従事する作業員に対し安全のための特別教育を実施することが義務付けされております。

今般、前記の業務の内、低電圧(直流750V以下、交流600V以下)の充電電路の敷設、若しくは修理の業務又は配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務についての特別教育を下記により実施することにいたしました。

つきましては、関係作業従事者が漏れなく受講されますようご案内いたします。

## 記

- 日時 平成30年12月6日(木) 8:30~17:30(受付8:15~)
- 場所 鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
- 日程

	科 目	時 間	講 師
学 科	①関係法令	8:30~9:30(1時間)	鳥取県労働基準協会中部支部
	②低圧電気の基礎知識	9:30~16:30(6時間) (12:00~13:00 休憩)	中国電気保安協会 倉吉営業所
	③低圧電気設備の基礎知識		
	④低圧用の安全作業用具の基礎知識		
	⑤低圧の活線作業及び活線近接作業の方法		
実 技	①開閉器の操作	16:30~17:30(1時間)	

(注) 低圧の活線作業及び活線近接作業に従事させるには、上記講習のほかに活線作業に関する実技教育を6時間以上受ける必要がありますのでご注意ください。

- 受講料 協会員 9,000円(テキスト代を含む)  
非協会員 11,000円(テキスト代を含む)
- 申込方法 別紙「申込書」により、受講料を添えて平成30年11月29日(木)までに申込んで下さい。  
郵送又はFax(0858-22-9054)でも受付けますが、この場合には受講料は、開催日の1週間前までに現金書留か下記の銀行口座に振込んで下さい。

口座番号 鳥取銀行 倉吉支店(普) 0207231

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

## 6. その他

- (1) 当協会発行の「特別教育等受講者記録」(受講証)をお持ちの事業場は、「受付」の際にお渡し下さい。
- (2) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、開催日の1週間前までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- (4) 申込み・問い合わせ先

(〒682-0811)倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

(Tel・Fax 0858-22-9054)

「電気取扱い業務（低電圧）特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

**（★ この欄もご記入願います★）**

- (1) 鳥取県労働基準協会への加入の有無（①又は②いずれかに○印を付けて下さい。）  
①労働基準協会に加入（東部・中部・西部の各支部いつでも可）  
②労働基準協会に未加入
- (2) 受講者数（ 名）、受講料 計（ 円）
- (3) 支払方法（持参・現金書留・銀行振込）（いずれかに○印を付けて下さい。）

上記のとおり申し込みます。

平成 30 年 月 日

所在地

事業場名

(連絡先電話番号)

代表者職氏名

印

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)